

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、非正常専利出願行為の認定と手続のためのガイドラインを公表

Topic-2

2022 年度中国知的財産に関するデータ

一、数字から分かる中国知財出願動向

二、数字から分かる中国知財司法保護動向

Topic-3

案例紹介—中国登録商標「玉・まが玉」(第 60053066 号) 被異議事件

CNIPA、非正常専利出願行為の認定と手続のためのガイドラインを公表

2023年5月26日に、国家知識産権局（CNIPA）は、「非正常専利出願行為の認定と認定後の手続のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）を公表した。当文章は、ガイドラインの重要なポイントを取り上げ、紹介を行う。

一、非正常専利出願行為の定義

ガイドラインのいう非正常出願の定義について、基本、CNIPAが2021年3月11日に公表した「専利出願行為の規範化に関する弁法」の規定に踏襲するものである。すなわち、「非正常専利出願行為とは、いかなる組織又は個人がイノベーション保護を目的とせず、真の発明創造活動に基づかずに、不正な利益の取得や架空のイノベーション実績、サービス実績の虚構を目的として、単独で又は結託して各種の専利出願を提出し、専利出願を代理し、専利出願権や専利権を譲渡する等の行為を指す。」

二、非正常専利出願行為と認定されるべき場面

1. 出願の書類の内容から

(1) 同時にまたは前後に提出された発明の内容は明らかに同一であり、または実質上異なる発明の特徴もしくは要素を簡単に改変し、組み合わせることで形成された複数の専利出願；

(2) 提出された出願の発明内容・実験データもしくは技術効果に、捏造・偽造もしくは改ざんがある場合、または先行技術もしくは先行のデザインを剽窃したり、簡単に取替したり、恣意に組み合わせたりする場合；

(3) 提出された複数の専利出願の発明内容は、プログラムまたは他の技術手段を利用し、ランダムに作成されたものである場合；

(4) 提出された発明は、特許性の審査を回避するために、わざと技術の進歩もしくはデザインの一般原理に合致しないようにする場合、または改悪・積み上げ・不必要に保護範囲を減縮するような、実際上保護価値のない発明の場合、またはいかなる調査・審査を行っても意味がない場合。

2. 出願人の行為から

(1) 提出された出願の発明は、明らかに出願人・発明者の実際上の研究開発能力及びその所有のリソースと釣り合わない場合；

(2) 非正常専利出願行為に対する監督管理を回避するために、特定の組織・個人もしくは住所に関連する複数の出願を分散し、時期を前後にしままたは異なる地域にて提出する場合；

(3) 専利の技術・デザインの実施もしくはその他の正当な行為を目的とせず、専利の出願権もしくは専利権を転売し、または偽りの発明者・設計者の変更を行う場合。

3. 代理人の行為から

専利代理機構・専利代理人もしくはその他の機構あるいは個人は、他人に対し、各種の非正常専利出願行為の実施を代理し、誘導し、教唆し、補助しまたは共謀する場合。

4. その他

誠実信義の原則に違反し、正常な専利事業の秩序を乱すようなその他の専利出願行為と関連行為。

三、非正常専利出願行為と初歩的に認定された場合の対応

非正常専利出願行為に対する調査は、CNIPA の各技術分野の審査官から結成されたワーキングチームにより行われる。ワーキングチームにより、初歩的に非正常専利出願と判断された出願の出願番号は定期的に各地方局に通知される。各地方局は、これらの出願の出願人に連絡する。

出願人が通知を受けてから、以下の通り対応することが可能である。

1. 出願を自主的に取り下げる

出願人が通知を受けてから、CNIPA に「出願取下の宣誓書」を提出し、CNIPA が「出願取下手続合格通知書」を発行すると、出願は失効となる。不服申立を行っても、その後のいずれの段階においても、自主取下が可能である。また、以降の各段階には、CNIPA からの連絡を積極的に対応しない場合、または手続上の瑕疵が存在する場合、「出願取下とみなす通知書」が発行される。

2. 不服申立

出願人は、非正常専利出願であるという初歩的な判断に不服の場合、CNIPA に「意見書（非正常出願に関する）」を提出し、意見を述べ、並びに証拠資料を提出できる。

CNIPA は、意見書と証拠資料に対し、更なる審査を行う。審査の結果、CNIPA が当該案件は非正常出願に該当しないと判断する場合、「審査業務専用書簡（正常へ）」を発行し、案件を通常の審査プロセスに戻す。CNIPA が依然として当該案件は非正常出願に該当すると判断する場合、「審査業務専用書簡（非正常）」または「審査意見通知書」を発行し、取下または応答の期限を設定する。

前記の通り、「審査業務専用書簡（非正常）」または「審査意見通知書」が発行されても、自主取下が可能である。

応答する場合、「審査業務専用書簡（非正常）」と「審査意見通知書」に対する応答の書類は基本同様に、「意見書（非正常出願に関する）」並びに証拠資料を提出できる。

ただし、その継続は異なる。

「審査業務専用書簡（非正常）」に対する応答の場合、CNIPA が当該案件は非正常出願に該当しないと判断すると、「審査業務専用書簡（正常へ）」を発行し、案件を通常の審査プロセスに戻す。CNIPA が依然として当該案件は非正常出願に該当すると判断すると、「審査意見通知書」を発行し、取下または応答の期限を設定する。

いずれの「審査意見通知書」に対する応答する場合、提出された意見書または証拠資料が説得力を欠くと判断されると、拒絶査定になる。拒絶査定に不服の場合、拒絶査定を受け取った 3 か月以内に、拒絶査定不服審判を提起できる。

四、非正常専利出願行為と認定された場合の効果

非正常専利出願行為と認定された場合の効果も基本、「専利出願行為の規範化に関する弁法」の規定に踏襲するものである。

非正常専利出願行為と認定された案件は、情状によって費用の減免の対象外となり得る。

累犯等情状が嚴重である出願人に対し、行為発生からの 5 年間のいかなる費用の減免を適用できない。非正常専利出願行為を行った代理人または代理機構に対し、全国弁理士会経由でその自粛を命じる。累犯等情状が嚴重な場合、CNIPA または専利事業を管理する行政当局は、法をもって、処罰できる。

当ガイドラインの詳細について、CNIPA の公式サイトにて、確認できる。

<https://cponline.cnipa.gov.cn/GzfwYwblGlwhTMVC/GzfwYwblGlwhT/selectByNoticeId?weiHuRid=254>

2022 年度中国知的財産に関するデータ

一、数字から分かる中国知財出願動向

2022 年 6 月 5 日に国家知識産権局（CNIPA）は「国家知識産権局 2022 年度報告」を公開し、2022 年度の知的財産に関する様々なデータを公開した。

1. 2022 年中国特許（特許+実用新案+意匠）に関するデータ

【出願件数】

2022 年、中国の発明特許の出願件数は 161.9 万件、前年比 2.1%増となった。その内、国内出願人による出願は 146.5 万件であり、全体の出願件数の 90.4%を占め、前年比 2.6%増となり、海外出願人による出願は 15.5 万件であり、全体の出願件数の 9.6%を占め、前年比 2.0%減となった。

実用新案の出願件数は 295.1 万件、前年比 3.5%増となった。

意匠の出願件数は 79.5 万件、前年比 1.4%減となった。ハーグ協定に基づく意匠国際出願で中国を指定した出願件数は 607 件である。

PCT 中国国内移行の件数は 10.6 万件、前年比 1.2%減となった。

【権利化件数】

2022 年、権利付与された発明特許の件数は 79.8 万件、前年比 14.7%増；権利付与された実用新案の件数は 280.4 万件、前年比 10.1%減；権利付与された意匠の件数は 72.1 万件、前年比 8.2%減となった。

【審査期間】

2022 年、発明特許の平均の審査期間は 16.5 ヶ月間まで圧縮された。

【拒絶査定不服審判】

2022 年、受理された拒絶査定不服審判は 10.5 万件、前年比 38.1%増となった。そのうち、特許拒絶査定不服審判は 9.7 万件、92.0%を占めた。2022 年に審決された特許拒絶査定不服審判は 6.3 万件であり、前年比 16.1%増となった。

【無効審判】

2022 年、受理された無効審判は 7095 件、前年比 7.0%減となった。2022 年に審決された無効審判は 7879 件であり、前年比 11.5%増となった。無効審判が審決までの平均期間は 5.7 ヶ月間である。2022 年に審決された無効審判の内、発明特許に関しては、全部無効は 27.9%、部分無効は 15.4%、権利維持は 56.7%である。また、無効審判の審理のオンライン化はますます進んでいる。北京・南京・浙江・天津などでは、インターネットに基づく遠距離審理システムは設置されるようになった。

2. 2022 年中国商標に関するデータ

【出願件数】

2022 年の商標出願件数は 751.6 万件に達し、前年比 20.5%減となった。そのうち、中国国内出願人による商標は 730.4 万件で、全体の 97.2%を占め、外国出願人による商標は 21.2 万件で、全体の 2.8%を占めた。

【権利化件数】

2022 年の商標登録件数は 617.7 万件に達し、前年比 20.2%減となった。そのうち、中国国内出願人による商標は 600.2 万件で、全体の 97.2%を占め、外国出願人による商標は 17.5 万件で、全体の 2.8%を占めた。

【審査期間】

2022 年、商標登録の平均審査期間は 4 ヶ月に安定し、出願から登録までの期間は 7 ヶ月に安定している（拒絶査定、異議申立などがなく、順調に登録された場合）。

【商標異議】

2022 年、初歩査定となる商標に対する異議の請求は全面的電子化された。異議請求件数は、14.6 万件で、前年比 17.2%減となった。異議請求に対する審査が完結するまでの平均期間は 11 ヶ月間となる。結果から見ると、異議請求が成立は 45.1%、部分的に成立は 11.8%、不成立は 43.1%である。

【拒絶査定不服審判】

2022 年、拒絶査定不服審判の申請は 33.2 万件である。審理完結の拒絶査定不服審判は 34.5 万件である。審理完結の拒絶査定不服審判の内、拒絶査定は 65.8%、部分拒絶は 10.9%、初歩査定は 23.3%である。

【無効審判】

2022 年、受理された無効審判は 7.1 万件である。審理完結の無効審判の件数は 4.9 万件である。審理完結の無効審判の内、全部無効は 62.1%、部分無効は 12.9%、権利維持は 25%である。

「国家知識産権局 2022 年度報告」の詳細は、国家知識産権局の公式サイトにて確認できる。

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col3249/index.html>

二、数字から分かる中国知財司法保護動向

中国最高人民法院は2022年4月20日に「中国法院知的財産権司法保護状況（2022）」を公表した。

2022年に中国全国の人民法院にて一審、二審、再審などの知的財産権類の新規受理件数は526165件で、前年比18.17%減であった。

2022年に最高人民法院にて新規受理された知財民事案件の件数は3786件で、10.77%減であり、新規受理された知財行政案件の件数は1456件で、48.95%減であった。

2022年全国地方人民法院にて新規受理された知財一審案件の類型および件数は下記図1の示すように、民事案件件数は438480件で、94.41%を占め、行政案件件数は20634件で、4.44%を占め、刑事案件件数は5336件で、1.15%を占めた。

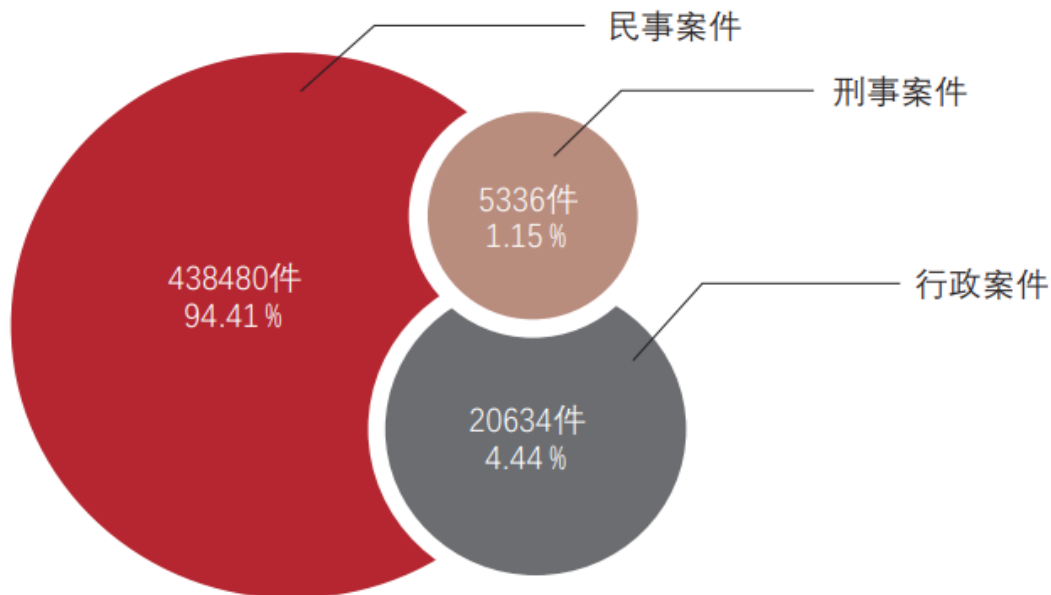


図1 2022年全国地方人民法院新規受理知財一審案件の類型および件数

【民事事件】

2022年全国地方人民法院にて新規受理された知財民事一審案件の件数は438480件で、前年比20.31%減であった。そのうち、件数から見ると、1番は255693件の著作権案件で、前年比29.07%減、2番は112474件の商標案件で、前年比9.82%減、3番は38970件の特許（発明+実用新案+意匠）案件で、前年比23.25%増であった。

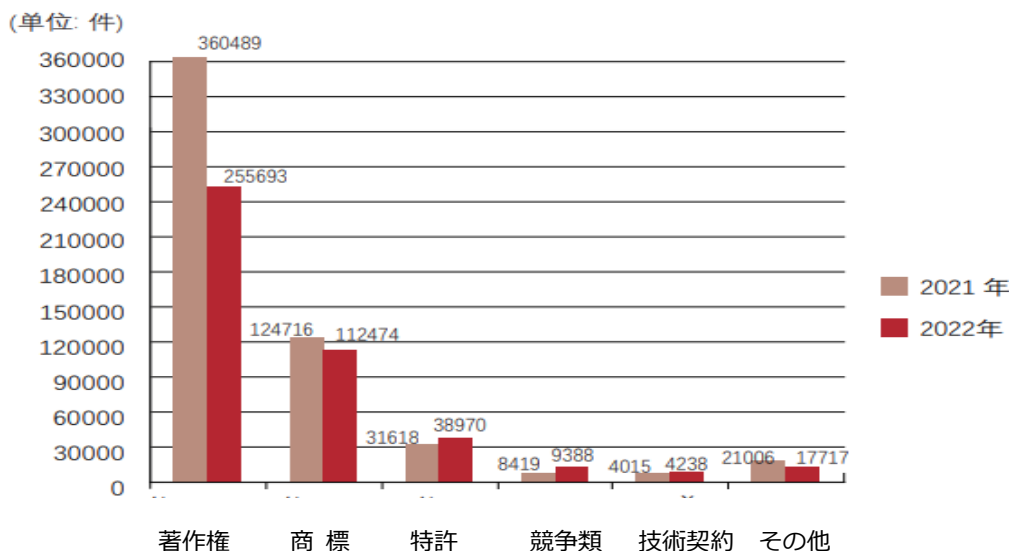


図2 2022年全国地方人民法院新規受理知財民事一審案件の前年比

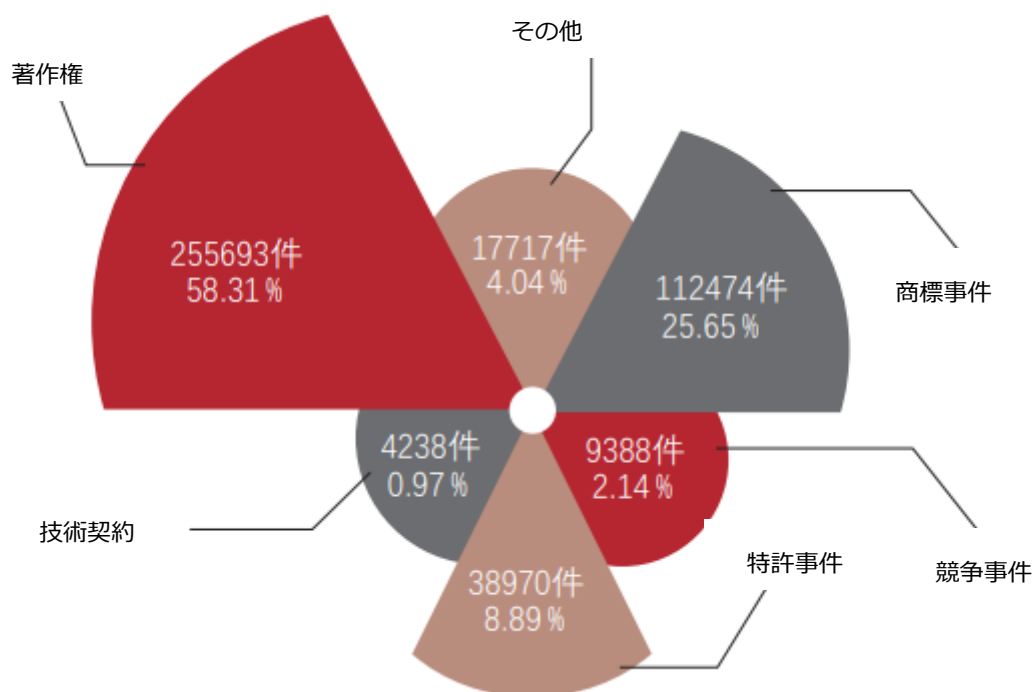


図3 2022年全国地方人民法院新規受理知財民事一審案件の類型および件数

【行政案件】

2022年全国地方人民法院にて新規受理された知財行政一審案件の件数は20634件で、前年比0.35%増であった。そのうち、特許（発明+実用新案+意匠）案件は1876件で、前年比3.65%増、商標案件は18738件で前年比4件増、著作権案件11件で前年比7件減であった。

2022年結審された行政二審案件は5897件で、前年比28.22%減であった。その結審案件の判決結果別でみると、原判決維持5518件、原判決変更1650件、差し戻し審3件、訴訟取り下げ78件、訴え却下10件、その他26件であった。

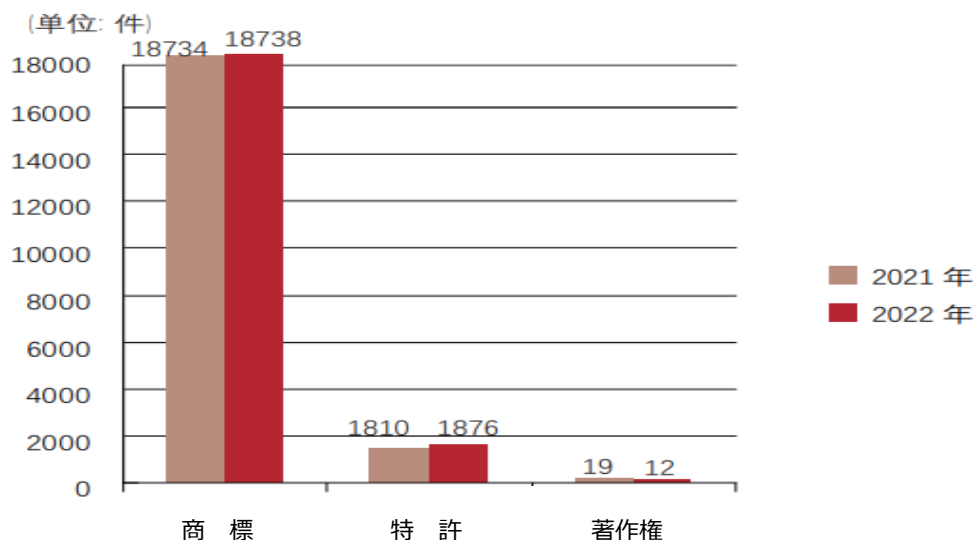


図4 2022年全国地方人民法院新規受理知財行政一審案件の前年比

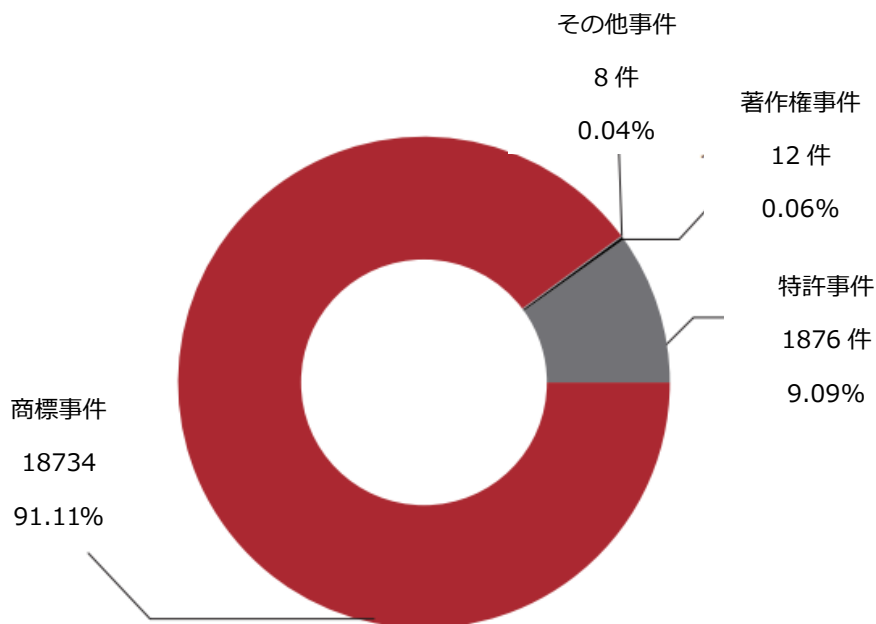


図5 2022年全国地方人民法院新規受理知財行政一審案件の類型および件数

【刑事案件】

2022年全国地方人民法院にて新規受理された知財侵害刑事一審案件の件数は5336件で、前年比14.98%減であった。そのうち、商標侵害案件は4971件で、前年比15.3%減；著作権侵害事件は304件で、前年比8.71%減であった。

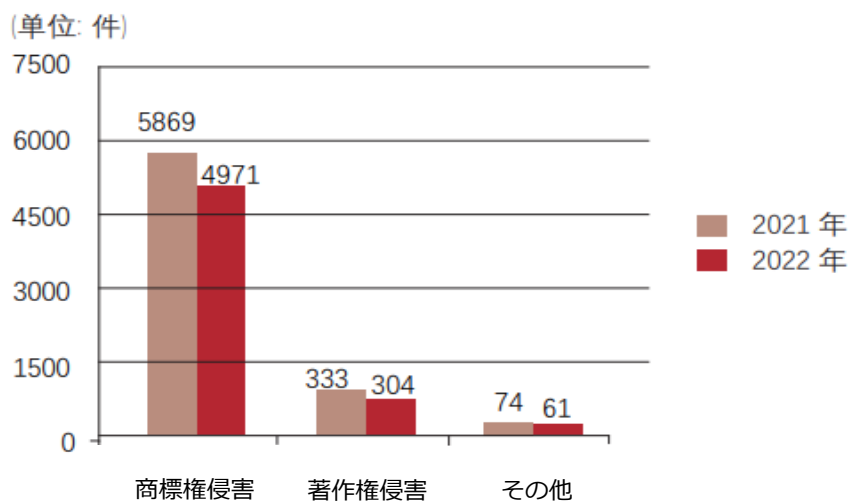


図6 2022年全国地方人民法院新規受理知財侵害刑事一審案件の前年比

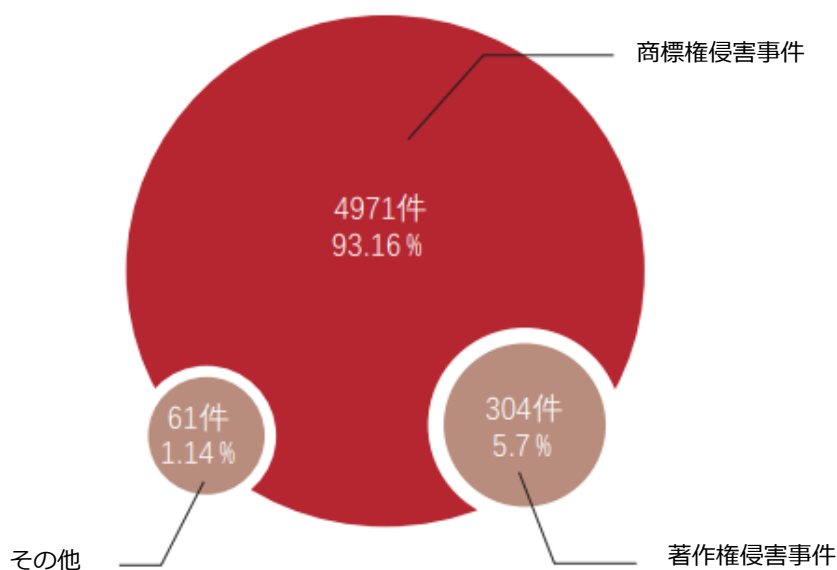


図7 2022年全国地方人民法院新規受理知財侵害刑事一審案件の類型および件数

「中国法院知的財産権司法保護状況（2022）」の詳細は最高人民法院の公式サイト確認できる

https://www.court.gov.cn/upload/file/2023/04/20/11/21/20230420112112_32166.pdf


事例紹介—中国登録商標「玉・まが玉」（第 60053066 号）被異議事件


2021 年 10 月 25 日に、北京路浩国際特許事務所（以下「北京路浩」）は、依頼人合資会社山崎本店酒造場（以下「被異議人」）の依頼を受け、中国にて、第 60053066 号「玉・まが玉」（以下「本件商標」）を出願し、区分は第 33 類、指定商品は「リキュール、焼酎、清酒」となる。本件商標は、2022 年 1 月 13 日に、初歩査定され公告された。2022 年 9 月 12 日に、北京路浩は、四川省宜宾五粮液集团有限公司（以下「異議人」）からの異議資料を受け取った。異議人は酒類の製造販売を中心とする大型国営企業であり、中国では知名度の高い会社である。

異議理由：

1. 本件商標は、異議人が引用する引例商標「玉」（第 1253304 号、第 8356293 号）と、類似商品に使用する類似商標に該当し、「商標法」第三十条の規定に反する。

本件商標	引例商標 1	引例商標 2
 <p>まがたま/まが玉/勾玉</p>		
第 60053066 号	第 1253304 号	第 8356293 号

2. 本件商標の  の部分はあまりにも複雑し、かつ過度に図形化されたため、その文字は認識し難く、商品の出所を区別する目的に資することができず、商標が持つべく識別性を有しない。よって、「商標法」第十条第一項の（三）の規定に反し、その登録が認められてはならない。

3. 本件商標の主要部分の  は、正しい漢字ではなく、その登録が認めれば、悪影響をもたらすため、「商標法」第十条第一項の（八）の規定に反し、その使用もその登録も認められてはならない。

4. 被異議人は異議人と同じく酒類業界にいるため、知名度の高い異議人の存在とその「玉」シリーズ

のブランドを知るはずなのに、故意に異議人のブランドを模倣する本件商標を出願することは、「ブランド名パクリ」・「ただ乗り」の悪意を持つことは明らかであるため、「商標法」第七条第一項、同法第十条第一項の（七）、同法第十条第一項の（八）、同法第四十四条第一項の規定に反し、その使用もその登録も認められてはならない。

北京路浩による分析と対応：

本件異議理由の 2-4 は、成立する可能性は低いため、本件の争点は、結局、異議理由 1、すなわち、本件商標は 2 件の引例商標の類似商標に該当するかである。

中国の商標の類似性の審査基準によれば、本件商標の「まが玉」の部分は、ひらがなの「まが」の部分は図形として審査を受け、漢字の「玉」の部分は、引例商標 1 と 2 は完全に一致する。本件商標は、識別性の高い引例商標を完全に包含することになるため、類似商標と判断される可能性もある。

しかし、「玉」の部分は、本件商標全体において占めた割合が少ない上、本件商標全体は日本語の商標として認識されることは明らかであるため、本件商標と引例商標の間に、全体の外見上の差異が大きく、共存しても、消費者に混同させるリスクは低い。

以上の分析の上、北京路浩は、文字の構成・含意・呼称、とりわけ全体の外見上の差異から、本件商標と引例商標を比較し、その非類似性を主張した。更に、被異議人に使用証拠の収集を助言し、本件商標は主に清酒に使用されることについての証拠を確保することで、主に白酒に使用される引例商標の間との区別をつけた。このことは、被異議人は異議人のブランドを便乗する故意はないとの証明にでもなった。

結果、CNIPA は、北京路浩の主張を認め、本件商標は無事登録できた。

本件の意義：

日本の商品が中国では、高い人気を博する同時に、商標をめぐる紛争も増加する傾向である。同じく漢字を使う国同士として、ブランド名等で、中国本土企業の実願商標に類似する可能性も高くなっている。本件は日本文字を使う商標と中国語の商標の間の繊細な区別から、見事に類似性を回避した例として挙げられる。本件は、日本語文字を使って中国で商標出願を検討する出願人にとって、参考価値はあると言えよう。